

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

定率法から定額法へ変更した場合の残存耐用年数

Q：当社ではこの度、建物の償却方法を、
 税務署長の承認を受けて定率法から定額法へ
 変更することとなりました。

ところで、変更後の償却限度額を計算する
 際、注意することがあれば教えてください。

A：建物の法定耐用年数が短縮されていま
 すので、残存耐用年数を計算する際は、短縮
 後の耐用年数を用いてください。

【解説】

減価償却資産の償却方法を定率法から定額
 法に変更した場合には、「法定耐用年数－経
 過年数」により求めた残存耐用年数を用いて
 変更後の償却限度額を計算する「残存耐用年
 数方式」の採用が認められています。

残存耐用年数を算出するには、まず、「経
 過年数」を求めることとなりますが、これは、
 単純に資産の取得から償却方法の変更までの
 年数ではありません。

この経過年数は、変更事業年度開始の日
 における帳簿価額を実際の取得価額で除して得
 た割合を、定率法未償却残高表に当てはめて
 求めます。この表には耐用年数欄がありますが、
 この耐用年数は短縮後の新耐用年数を使
 って、経過年数を算出することとなります。

また、経過年数の控除先である法定耐用年
 数についても、新耐用年数を用いることにな
 ります。

